

## ■「マイナンバーご提出のお願い」の送付について

現在当社では、投資信託、教育資金贈与信託、マル優等のお取引をいただいているお客さまへ「マイナンバーご提出のお願い」をお送りしております。

本件は、マイナンバー制度開始に伴い、当社が税務署へ提出する法定書類にお客さまのマイナンバーが必要となるため、お願いするものです。

つきましては、誠にお手数ですが、同封の「マイナンバー告知票」<sup>※1</sup>へお客さまのマイナンバーをご記入いただき、通知カード等のマイナンバー確認書類のコピーを貼付のうえ、返信用封筒にてご返送をお願いいたします。なお、郵送に代えて、お取引店へ直接ご提出いただくことでも差し支えございません。

マイナンバーのご提出に関してご不明な点がございましたら、マイナンバー受付事務局(フリーダイヤル 0120-293-026<sup>※2</sup>)へご遠慮なくお問い合わせください。なお、お客さまのご契約内容については[お取引店](#)へお問い合わせください。

※1 法人のお客さまの場合は、「法人番号告知票」です。

※2 受付時間は、平日 9:00～17:00 です(土日祝日、年末年始を除く)。

関連情報

[「マイナンバーのご提出について」](#)